

議案第 29 号

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとお
り定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年三田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条第1項中「この条」の次に「及び第9条の4」を加える。

第9条の3の次に次の2条を加える。

- 第9条の4 勤勉手当は、基準日にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、基本報酬の額（日額又は時間額で基本報酬を定める会計年度任用職員にあっては、それぞれの基準日前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額）とする。
 - 4 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。
 - 5 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。
 - 6 前各項に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。
- 第9条の5 会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第22条第5項の規定の例による。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。